

Pinoyo

動臨研 野生動物ニュースレター Vol.35



Contents

- | | |
|------------------------------|--------|
| ▶ 奄美大島での野生動物救護 | 伊藤 圭子 |
| ▶ 鳥取県中西部における傷病野生鳥獣救護状況 | 森谷 玲子 |
| ▶ 動物看護師として ～当院における野生鳥獣の管理方法～ | 谷川 静流 |
| ▶ ハナゴンドウの骨格標本、完成しました! | 小笠原 淳子 |
| ▶ 野生鳥獣保護管理基金協力者 | |

奄美大島での野生動物救護



奄美いんまや動物病院

獣医師 伊藤 圭子

奄美大島に来たことがある方はいらっしゃいますか？

奄美大島は本州より南に 450 キロ離れた鹿児島県の離島です。沖縄県と間違えられることもしばしばですが、野生動植物の生物相としては亜熱帯であり、沖縄に近いです。タヌキやキツネ、クマやサルもいません。その代わりに、アマミノクロウサギやルリカケスをはじめとした島固有の種類や固有亜種は数多く生息しており、希少種の宝庫のような島です。私は奄美大島出身ではありませんが、大学での卒論が奄美大島であったことをきっかけに移住して丸6年が経ちました。奄美に来る前からも野生動物の救護活動はやっており、動物病院の診療業務の傍らで引き続き救護や啓発活動をしています。

奄美大島ではおおよそ年間 40 件程度の保護動物があります。中にはアマミノクロウサギやケナガネズミ、ルリカケスなどの天然記念物も来る場合があります。これらの場合は環境省とも連絡を取り（奄美大島には環境省奄美野生生物保護センターがあります）慎重に経過を記録します。南の離島のため、オオミズナギドリをはじめコアホウドリ、アカオネツタイチョウなど外洋性の海鳥がくることもあります。奄美大島には救護施設や飼育展示施設、長期リハビリのための野外ケージなどは現状ないため、保護動物は感染症に配慮しつつ動物病院で対応し、野生復帰の困難な個体に関しては同じ鹿児島県の鹿児島市にある平川動物公園と連絡を取り、移管することもあります。これまでアマミノクロウサギをはじめ、リュウキュウアカショウビン、リュウキュウコノハズク、サシバ、ハヤブサなどを移管させています。特にクロウサギに関しては約 20 年間動物園での飼育個体が途切れていたということもあり、傷

病由来の個体であれ、飼育個体が戻ってきた形になります。現在も非公開ですがクロウサギを飼育していただいています。

救護個体の野生復帰率は全国と大きく変わらず 2～3 割といったところですが、死亡してしまった場合も病理解剖を行った後、各地の博物館などに標本として寄贈する場合があります。救護はご存じの方も多いと思いますが、なかなか野生復帰に至らないことも多くジレンマとの闘いでもあると思います。私はできる限り個体が死んでしまっても終わりとせず活かせるよう、様々な研究機関や大学と連携を取り、記録を残そうと意識をしています。筋肉から消化管、配偶子、外部寄生虫、血液に至るまでを各研究機関に提供しています。奄美大島は固有種希少種も多い分、様々な分野の研究者さんが来島されます。このため、つながりも多く持つ機会に恵まれ、こうした材料提供の機会も得やすくなっています。

私は個人的に骨格標本や翼の剥製を作ることも好きなので、病理解剖を終えた鳥などの剥製を作り、イベントや講演会を開催する際に持参し実際触ってもらうこともあります。実際触ることで鳥に興味を持ってもらったり、身近な自然に触れる機会を持ってもらえればと思っています。

世界自然遺産登録を目指す奄美大島、これから観光の方も増えていくかもしれません。野生動物との交通事故の発生やまた傷病個体を発見する機会も増えていくことが予想されます。できる限り事故や傷病の発生のないように啓発を、そして発生・発見した場合の適切な対応や搬送の対応も伝えていきたいと思っています。



島内外で講演に呼んでいただくこともあります。



実際標本を見るとこわごわしつつ、最後は大喜びのことが多いです。



ルリカケス

ルリカケスは島にとっては身近な鳥でもあり、民家に営巣することもしばしば。巣立ちヒナの誤認救護も起こりやすいです。



クロウサギ

交通事故や猫による咬傷などで保護されるケースがあります。

鳥取県中西部における傷病野生鳥獣救護状況



公益財団法人 動物臨床医学研究所

獣医師 森谷 玲子

公益財団法人動物臨床医学研究所は、人間社会の犠牲となっている傷病鳥獣の救護および治療は獣医師の責務であるという考えから、1988年度より傷病野生鳥獣救護活動を開始しました。鳥取県中部は倉吉動物医療センター・山根動物病院、西部は米子動物医療センターの協力を得て、傷病野生鳥獣の救護にあたっています。2015年度までの傷病鳥獣の救護状況は以前に報告済みですが、今回は2018年度までの救護状況をまとめたのでここに報告します。

傷病野生鳥獣の救護件数は、救護を開始した1988年から、年間の保護件数が335件と最大だっ

た2002年まで、概ね上昇し続け、2003年度から2011年度までは、概ね減少しつづけました(図1)。2011年度から2018年度の間では、救護件数はほぼ変化せず、横ばいの状態でした。このような傾向は、2003年度に流行した鳥インフルエンザの影響と思われました。

救護された鳥類は2002年度から2018年度までで97種類、全1955羽、哺乳類は19種類、全319頭でした。傷病野生鳥獣の中で、鳥類、哺乳類それぞれの救護件数上位を占めていたものを表1に示しました。鳥類の上位は、ツバメ332羽、スズメ201羽、ハト科(アオバト、キジバト)140羽、サ

ギ科（ゴイサギ、コサギ、アオサギ）108羽、ヒヨドリ 98羽でした。哺乳類の上位はタヌキ 156頭、コウモリ（アブラコウモリなど）50頭、アナグマ 18頭、ウサギ科（ノウサギ、ニホンノウサギ）17頭、イタチ科（イタチ、日本イタチ）13頭でした。哺乳類より鳥類の方が救護件数が多いのは、鳥類は日中に活動し、移動範囲が広く、個体数が多いので救護されやすいためと考えられました。これに対し、哺乳類は主に夜間に行動し、活動範囲が狭く、個体数が少ないため救護件数が少ないものと考えられました。鳥類、哺乳類の希少種も保護されており、2002年度から2018年度の合計の頭数は表2に示した通りでした。これら希少種を保護することは生態系を守ることにともつながり、傷病野生鳥獣救護活動の大きな目標の一つでもあります。近年は、少なくなっていますが、ソウシチョウ、アライグマなどの特定外来生物やドバト、ハシボソガラス、イノシシなどの有害鳥獣、巣立ち雛なども搬入されました。これらの特定外来生物、有害鳥獣、巣立ち雛は外来生物法、鳥獣保護法などによって救護対象にはなりません。

救護原因で多かったのは、鳥類では衰弱、骨折、誤認救護、外傷、哺乳類では衰弱、交通事故、骨折、外傷でした。これらの救護原因を件数の多い順に並べると表3のようになりました。この中には、救護原因が一つではなく、重複している場合もありました。衰弱、骨折、交通事故、外傷などの原因では程度が重症の個体が多いため、簡単に保護されやすく搬入数も多いと考えられました。近年では、飛行練習中の雛（巣立ち雛）は親鳥に見守られているため、保護する必要はないということはポスターなどで普及啓蒙活動が進められていますが、やはり雛を誘拐してしまうケースは毎年見られます。

転帰について、鳥類では2002年度から2018

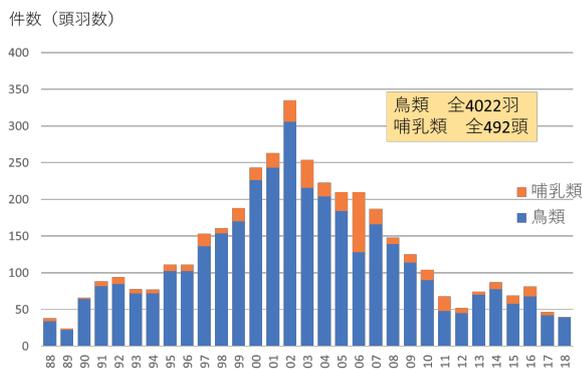


図1 年度別収容件数

年度までの死亡率の平均は61%、放鳥率の平均は35%でした。哺乳類では、2002年度から2018年度までの死亡率の平均は69%、放獣率の平均は30%でした。その他には里親のもとへの引き取りがありました。鳥類、哺乳類それぞれの年度ごとの転帰とそれらの平均は図2、図3のようになりました。鳥類・哺乳類ともに、放鳥・放獣率より死亡率の方が高い傾向にありました。これは保護できる段階で重症の個体が多く、治療の甲斐なく死亡する個体や、一命を取り留めても自然界で生き延びていくことが困難だと判断した時点で安楽死の処置を施すためと考えられました。

“One World, One Health”とは2004年に野生動物保全協会が提唱したもので、動物と人とを取り巻く生態系は相互につながっているという考え方で、2009年に国際獣疫事務所も“One World, One Health”の理念を実行することを推奨しています。我々も野生鳥獣救護をこの理念に基づいて行っていくことが大切だと考えています。

表1 救護件数上位の鳥類・哺乳類 (2002年度～2018年度)

鳥類		哺乳類	
動物種	羽数	動物種	頭数
ツバメ	332	タヌキ	156
スズメ	201	コウモリ	50
ハト科	140	アナグマ	18
サギ科	108	ウサギ科	17
ヒヨドリ	98	イタチ科	13

表2 希少種の種類と羽数 (2002年度～2018年度)

動物種	カテゴリー	羽数
チュウサギ	準絶滅危惧種	14
ハヤブサ	絶滅危惧種Ⅱ類	11
ブッポウソウ	絶滅危惧種Ⅰ類	9
ミサゴ	準絶滅危惧種	8
オオタカ	絶滅危惧種Ⅱ類	6
コミミズク	県希少野生動物	5
ヨタカ	準絶滅危惧種	3
ハチクマ	準絶滅危惧種	2
クロツラヘラサギ	絶滅危惧種Ⅰ類	1

表3 救護件数上位7位 (2002年度～2018年度)

鳥類		哺乳類	
原因	羽数	原因	頭数
衰弱	661	衰弱	122
骨折	422	交通事故	42
誤認救護	381	骨折	31
外傷	376	外傷	31
ショック	124	ショック	7
交通事故	51	誤認救護	6
釣り針	37	意識混濁	2

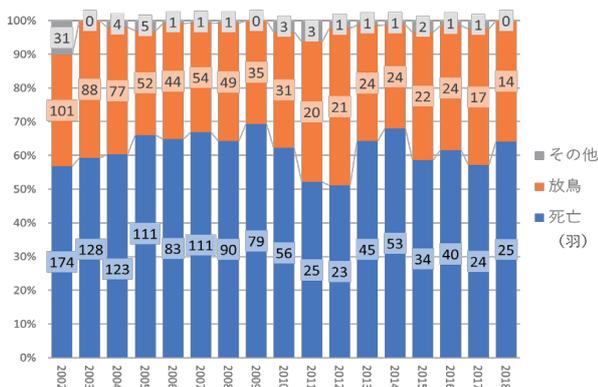


図2 鳥類の転帰

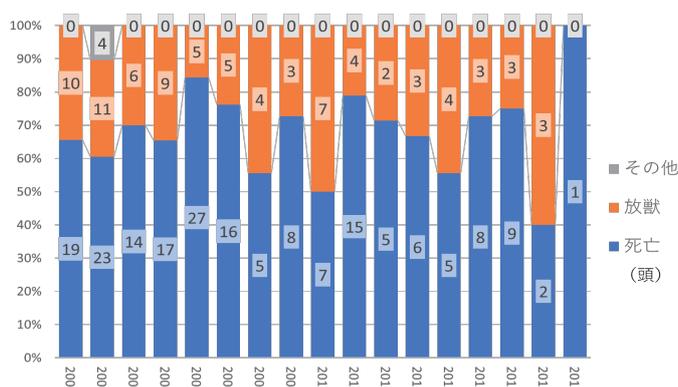


図3 哺乳類の転帰

動物看護師として ～当院における野生鳥獣の管理方法～



米子動物医療センター

動物看護師 谷川 静流

レジャーなどで山や川に出掛ける季節になりました。そういった場所で野生動物に出会い、「あれはなんの種類だろう？」と思われることも、少なくないのではないでしょうか。私の勤務する米子動物医療センターでは1998年から傷ついた野生動物の救護活動を行っており、日々様々な野生動物達が運ばれてきます。私たち動物看護師は、その種類や状態に応じて、工夫を凝らしてその看護にあたり、今回は当院で行っている方法の一部を紹介させていただきます。

○水鳥の場合

新聞紙とマットを敷き、水を入れた桶を用意します。この水入り桶は、放鳥に備え、浮く練習や泳ぐ練習をするために設置しています。寝床もダンボールで作成し、鳥たちが安心して眠れるような環境づくりに努めています(図1)。保護されてくる動物は投薬が必要なが多いので、魚に薬を仕込んで

与えることもあります。サギなどは目を攻撃してることがあるため、ゴーグルで目を保護しながら管理にあたっています。食性は植物や昆虫、魚など様々ですが、時には生きた魚しか食わず、桶の中に魚を泳がせることもあります。



図1 水鳥の過ごす部屋。床には洗い流しのしやすい柔らかなマットを敷く。

○スズメやツバメなどの小さな鳥の場合

鳥かごの内側に透明なシートを貼り、羽が引っ掛からないように保護しています（図2）。止まり木を忘れずに入れ、下に吸水シートを敷きます。食欲がない状態に来る子がほとんどなので、そういった場合には強制給餌を行います。その際は誤嚥しないように注意が必要です。また、体が小さく、低体温になることが多いのでヒーターなどでの保温を徹底しています。



図2 病院の中でけがをしては意味がないので、鳥かごの内貼りをしっかり行う。

○猛禽類の場合

ハヤブサやトビなどの大きな鳥が運ばれて来ることが多いです。ケージを使うことも多いですが、時には部屋全体を使い、止まり木を色々な高さに設置します。猛禽類はなんといっても鋭い爪と嘴を持っていることが多いので扱いが難しく、先生が処置をするときは皮手袋を使ってこちらがけがをしないように気を付けて保定を行います（図3）。肉食のため餌は鶏肉を用意し、薬も鶏肉に包んで与えています。



図3 あまりそう思われていないことが多いが、ふくろうも立派な猛禽類。カチカチと嘴を鳴らして、こちらを威嚇している。

○哺乳類の場合

野ウサギやタヌキなどの哺乳類が道端で保護されてくることがあります。ウサギの場合は、常に食餌を摂った方が良いので、チモシーやペレットを床一面に散らします。肉食動物に関しては、わんちゃんや、ねこちゃんの食餌を代用することもあります。

最後にどの野生鳥獣の場合も同じですが、運ばれてくる動物の大体は何らかの感染症をもっているため、感染防止対策が非常に重要です。例えば鳥インフルエンザ、SFTSなどのウイルスやマダニなどの寄生虫です。触る必要があるときは、たとえ狂暴でない動物でも必ず手袋をし、必要があれば白衣などを着用します。一般の方も保護される際はこの点に十分注意していただければと思います。

○まとめ

ここで紹介した方法は、あくまで当院が行っている方法になります。できる限り野生動物達が快適に過ごせる環境を作れるよう努力していますが、動物の種類だけでなく、けがや病気の状態によっても、適切な管理の方法はまた変わってくると思います。動物の気持ちを知ることはできませんが、動物看護師として、動物に寄り添った看護ができるよう、これからも様々な方法を模索していきたいと思えます。

ハナゴンドウの骨格標本、完成しました！



公益財団法人 動物臨床医学研究所 獣医師 小笠原淳子

皆様、13年前の2006年に、鳥取県の北条海岸に打ち上げられたハナゴンドウという鯨の事を覚えていらっしゃいますでしょうか？7年前（2012年）のPinyo (Vol. 23) に埋めた鯨を掘り起こして骨のクリーニングを開始し、野生生物センターから倉吉動物医療センターの3階に移動したところまでを報告しました。その時の文章には「乞うご期待を！」で続く、という形で終わっていましたが…。ようやくこのたびその骨格標本を完成することができましたのでここにご報告します。

最初はバラバラの骨の集塊を前に、どこからどうして良いのかさっぱりわかりませんでした。まず多くの鯨類の骨格標本を所蔵している鳥取県立博物館を訪ね、一澤学芸員、川上学芸員に骨格標本の作成に関するお勧めの本を紹介して頂き、また、展示してある鯨の骨格標本を参考にして、何となく標本の作製を開始しました。作業は試行錯誤で、組み立てたり、組みなおしたりと、三步進んで二歩下がる感じの、超スローペースで進行していきました。しかし、「これではいかん！」とようやく一念発起したのが2018年。当時、兵庫県の神戸市立須磨海浜水族館に同じハナゴンドウの骨格標本があることを知り、「これはどこの骨？」とわからなかった骨を何本かリュックに忍ばせて須磨海浜水族館に勉強に行きました。水族館に観察の許可をお願いすると、快諾してくださり、また古田課長から骨格標本作成にあたって説明をしていただいたり、質

問をさせていただいたりしました。普通標本は、ガラスケースに収納してあったり、高いところに吊るしてあったりするのですが、ここのハナゴンドウの標本は、ちょうど大人の目線ぐらいの高さで、しかもケースに入っていないので、あらゆる角度から観察する事ができ、写真撮影や、実際の骨と骨との固定方法などを見学し、今までの疑問を一つ一つ、すっきりと解決する事ができました。そのおかげで、ぼんやりしか分らなかった骨格標本の、はっきりした完成像が見えるようになってきました。早速帰ってから標本を置く土台を作り、標本をその上に順番に組み立てていきました。肋骨を何日もかかってグルーガンで何とかつけ終えたものの、夏の熱さで一日のうちに殆どすべて落ちてしまっていたこともありました。翌2019年になり令和の元号が発表になると、「平成のうちに完成させる！」とスピードアップし、平成最後の日の4月30日、なんとか完成のはこびとなりました。現在骨格標本はアミティエの講義室にあります。機会があれば是非ご覧ください。完成には本当に多くの方々のご協力により実現しました。鳥取県立博物館の学芸員の方々、神戸市立須磨海浜水族園の古田課長、山根理事長、高島院長、病院スタッフに深謝します。ところで鯨の骨格標本はあと2頭待機しています。現在2頭目のハンドウイルカの作成を始めました。次回は今までよりもよりスピーディにご報告できるように頑張ります！



完成写真



漂着時の写真

《表紙の動物》

表紙の野鳥はオオルリです。路上で飛び立てず、うずくまっているところを保護されました。オオルリはスズメ目ヒタキ科に分類される日本全国でみられる鳥です。夏鳥として、北海道から九州に渡来し、渓谷近くの林を好みます。また、美しい鳴声で知られる鳥で、ウグイス、コマドリと並んで、日本の三鳴鳥といわれています。今回保護されたオオルリは右翼の橈尺骨が骨折していて、外固定によって治療がなされました。約1か月の安静期間と2週間のリハビリ期間を経て無事放鳥となりました。今も元気に空を飛んでいることを期待しています。野生動物保護とは放鳥・放獣して終わりではなく、自然界に復帰できてはじめて達成できるものです。そのことを忘れずにこれからも保護活動に取り組んでいきたいです。



2017年10月1日から2019年7月31日までに
野生鳥獣保護管理基金に下記の皆様（敬称略）より御協力頂きました。
誠にありがとうございました。（あいうえお順）

アイラ動物病院（広島県）	（公財）中海水鳥国際交流基金財団（鳥取県）
あやめ池動物病院（奈良県）	永江則崇（鳥取県）
岡田琴羽（鳥取県）	藤井久恵（鳥取県）
倉吉動物医療センター・山根動物病院（鳥取県）	むらかみ動物病院（広島県）
笹間晴美（鳥取県）	米原善隆（大阪府）
佐藤獣医科医院（大阪府）	和田獣医科病院（京都府）

編集部だより

Pinyo第35号をお届けしました。今号は発刊までお時間をいただきましたこと、深くお詫び申し上げます。

今回は奄美大島の動物病院で、喜界島まで往診されている伊藤圭子先生より奄美大島という希少種・固有種・固有亜種あふれる島の野生動物保護活動についてご寄稿いただきました。天然記念物の多い奄美大島では野生保護活動の責任や重圧が大きいものと思います。中でも、野生復帰の困難さに関しては鳥取県で野生動物保護活動をしていても痛感しています。しかし、伊藤先生は残念ながら助からなかった鳥獣も、骨格標本にして講演会などの教育現場で活かしておられるご姿勢に、こちらの背筋が伸びる思いです。

骨格標本といえば、今号では小笠原淳子先生の手ハナゴンドウの骨格標本の完成もお伝えしています。当財団附属の人と動物の未来センター・アミティエ（鳥取県動物愛護センター）の新館に展示しております。子供たちに人気で、珍しいものへの興味が自然への興味、環境保護への興味と続いていくと嬉しいですね。

奄美大島のような閉鎖的な独自環境の生態系を維持していくのは、交通網が発達し世界が近くなった今日では特に困難な世の中になってきています。なぜなら生態系を破壊する外来生物を持ち込むのはほとんどが人だからです。ガラパゴス諸島のような入国時の徹底した検疫ができれば可能かもしれませんが、このような規則を作るのは世界遺産などでないと現実的には難しいです。しかし、実際に「生態系を守る」というのは、生物を「持ち込まない」「持ち出さない」ことである程度可能で、これは知っていれば誰にでもできることだと思います。今後はそのようなことを知る機会や場面が増えていくといいですね。

公益財団法人 動物臨床医学研究所 野生どうぶつ友の会

〒682-0025 鳥取県倉吉市八屋 214-10
Tel 0858-26-0851 / Fax 0858-26-2158
E-mail dorinken@apionet.or.jp / URL <http://www.d-wildlife.com>

ニュースレター「Pinyo」 Vol.35（2019年8月）
発行：公益財団法人 動物臨床医学研究所 野生どうぶつ友の会
編集：河合紀人